

資料提供  
平成 29 年 2 月 27 日  
土木部都市計画課 景観形成推進室  
TEL : 076-225-1759 (直通)  
(内線 5221)

## 石川県景観計画の変更案に関するパブリックコメントの 実施について

石川県では、美しい石川の景観を保全・創出して次世代に継承していくため、いしかわ景観総合条例（以下、条例。）を制定し平成21年1月に施行しました。

このたび羽咋市神子原地区において、美しい里山の景観を保全するため、条例に基づく「景観形成重点地区」の指定を行う予定としており、石川県景観計画の変更案について、広く県民の皆様からのご意見を募集します。

### 1 募集期間

平成29年 2月28日（火） から 平成29年 3月15日（水） まで

### 2 募集する意見

石川県景観計画の変更案（景観形成重点地区の追加指定）に関する意見

### 3 資料の入手方法（2月28日から）

石川県ホームページからのダウンロード

<http://www.pref.ishikawa.lg.jp/toshi/keikan/public.html>

窓口での閲覧・配布

- 石川県 土木部都市計画課 景観形成推進室（金沢市鞍月1-1）
- 石川県 行政情報サービスセンター（金沢市鞍月1-1）
- 石川県 中能登土木総合事務所（七尾市本府中町ソ27-9）
- 石川県 羽咋土木事務所（羽咋市石野町へ31）
- 羽咋市 産業建設部 地域整備課（羽咋市旭町ア200）

# 石川県景観計画変更案(概要)

## 概要

石川県では、美しい石川の景観を保全・創出して次世代に継承していくため、いしかわ景観総合条例(以下、条例。)を制定し、平成21年1月に施行しました。

伝統的な家並みや棚田など、地区の優れた景観を保全するため、条例に基づく「景観形成重点地区」の指定を行っています。これまで、平成24年3月に能登町「春蘭の里」地区を、平成26年3月に珠洲市「奥のと里海 日置」地区を指定しました。

羽咋市「神子原」地区には、山間に広がる棚田と伝統的な家屋から形成された美しい里山景観があります。これらを保全し、さらには地域の賑わいづくりにも寄与することを目的として、景観形成重点地区の指定を行う予定です。

## 位置



## 羽咋市神子原地区の指定内容の概要

四季折々の表情を見せる棚田



伝統的な建築様式の家屋



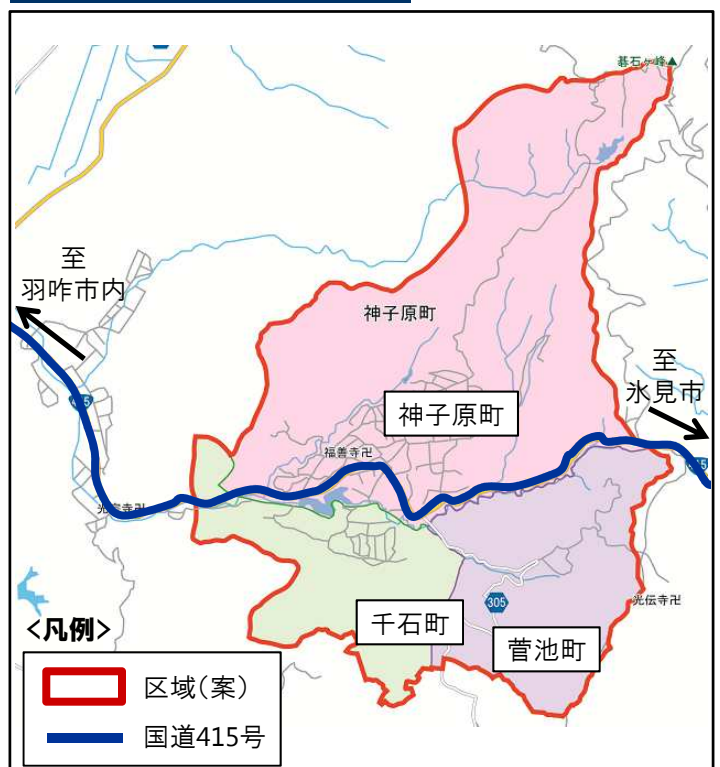
まとまりのある集落群



### 届出要件

届出対象	現行基準 (景観計画区域)	神子原地区
建築物	建築面積 1,000㎡ 超 または高さ 13m 超	建築面積 10㎡ 超
工作物	高さ 13m 超	高さ 1.5m 超または 築造面積 50㎡ 超
開発行為	開発面積 10,000㎡ 超	開発面積 300㎡ 超

### 区域案



### 景観形成基準(抜粋)

#### <建築物>

- 美しい棚田の景観を阻害しない位置、高さとする。
- 周辺から突出した印象を与えないよう配慮する。
- 屋根は瓦葺きの勾配屋根とするよう配慮する。
- 太陽光パネルは黒色とし屋根から突出させない。
- 外壁は茶色系、灰色系、ベージュ色系とする。

#### <工作物>

- 美しい棚田の景観を阻害しない位置、高さとする。
- 周辺から突出した印象を与えないよう配慮する。
- 自然環境と調和したデザインとするよう配慮する。